令和８年度
愛川町水質検査計画

（戸倉浄水場第２浄水池）

愛川町水道事業所

目　次

1　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　水道事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3　原水及び水道水（浄水）の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4　採水場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5　水質検査項目及び検査頻度　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
6　水質検査方法及び水質検査の自己／委託の区分　・・・・ 5
7　臨時の水質検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
8　水質検査計画及び検査結果の公表　・・・・・・・・・・・・ 5
9　水質検査結果の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
10　水質検査計画の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
11　水質検査の精度と信頼性の保証について　・・・・・・・・ 6
12　関係者との連携について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
13　別表・図　目次　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

1 基本方針

愛川町では、町水道事業所の給水区域内で供給する水が給水栓において、水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について、水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

本計画では、水質基準項目、水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム等及び指標菌などの水道法をはじめとする法令等で定められた項目における水質検査について、検査すべき事項、採水の場所、検査の回数及びその理由等を記しております。

また、臨時に行う水質検査についても、実施要件及び検査項目並びに実施方法について明らかにするとともに、水質管理目標設定項目に含まれる農薬類についても、必要に応じて検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1)水道事業体名　愛川町
(2)給水人口　26,711 人(令和 7 年 3 月 31 日現在)
(3)水道普及率　99.93 パーセント(給水人口 26,711 人／給水区域内人口 26,730 人)
(4)一日最大給水量　11,684 立方メートル(令和 6 年度)
(5)水源の名称　塩川添水源、戸倉水源、滝ノ沢水源、中津水源
(6)水源種別　表流水(河川水)2、地下水(浅井戸)5
(7)浄水処理方法　ろ過設備(緩速ろ過)、紫外線処理、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素消毒
(8)浄水施設　稼働中の浄水施設は表1のとおりです

表 1 浄水施設の概要

浄水場名称	塩川添浄水場	戸倉浄水場	高峰浄水場
所　在　地	半原字塩川添	角田字戸倉	三増字滝ノ沢
水　　源	浅井戸	浅井戸	表流水
処 理 方 法	塩素消毒	紫外線処理 塩素消毒	ろ過設備(緩速ろ過) 塩素消毒
処 理 能 力(㎥／日)	1,500	10,600	2,400

浄水場名称	中津浄水場
所　在　地	中津字二井坂
水　　源	浅井戸
処 理 方 法	紫外線処理 塩素消毒
処 理 能 力（㎥／日）	5,400（6,500）

※細野浄水場については、R2 年度より使用休止

3　原水及び水道水（浄水）の状況

（1）　原水（浄水場入口の水）の状況

原水の留意すべき対象項目及び対処方法は表 2 のとおりです。

表 2　原水の留意すべき対象項目及び対処方法

水　源　名	留意すべき事項	対 象 項 目	対 処 方 法
塩川添水源	大腸菌、一般細菌	クリプトスポリジウム ジアルジア	濁度管理、塩素消毒 取水停止 （他水系に切り替え）
戸 倉 水 源	大腸菌、一般細菌	クリプトスポリジウム ジアルジア	濁度管理、塩素消毒 紫外線処理
滝ノ沢水源	降 雨 による 濁 水	濁　　　度	取水停止 （他水系に切り替え）
中 津 水 源	大腸菌、一般細菌	クリプトスポリジウム ジアルジア	濁度管理、塩素消毒 紫外線処理

（2）　水道水（浄水）の状況

各浄水場では、原水の状況を踏まえて適正な浄水処理を行っており、水道水は、これまでの検査結果によると、水質基準を全て満足していることから、安全で良質な水をお届けしております。

4 採水場所

(1) 毎日行う検査項目については、水源・配水系統別に7箇所(半原地区(3箇所)、田代地区(1箇所)、三増地区(1箇所)、角田地区(1箇所)、中津地区(1箇所))の配水管末地点付近の給水栓で検査を行います。

(2) 水質基準項目についても、水源・配水系統別に上記と同じ 7 箇所の採水場所から採水します。なお、水質管理上必要である原水の検査についても各水源地(6箇所)より採水します。

(3) 水質管理目標設定項目(農薬類を除く)についても、水質基準項目と同一箇所にて採水します。また、農薬類(115項目)については、使用頻度を考慮し水源・配水系統別に4箇所の採水場所を設けました。

なお、採水地点につきましては、別図 採水地点一覧のとおりです。

5 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査

水の色や濁り、消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を行います。

(2) 水質基準項目の検査(52項目)

検査項目と検査頻度は別表1、別表2-1から2-4のとおり行います。

ア 概ね1か月に1回の検査項目

(ア) 概ね1か月に1回以上検査をする項目は下記の9項目です。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素量TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度

イ 概ね3か月に1回の検査項目

(ア) 概ね3か月に1回以上検査をする項目は下記の19項目です。

シアン化物イオン及び塩化シアン、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、カルシウム及びマグネシウム(硬度)、蒸発残留物

(イ) 上記以外の24項目については過去の検出状況や水源の状況から判断すると検査頻度を減少できる項目のため、年1回の検査を行います。

ウ 概ね1年に1回の原水検査

(ア) 概ね1年に1回の検査をする項目は下記の41項目です。

一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム及びその化合物、亜硝酸態窒素、シアン化合物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロ

ロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物等(全有機炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度

(3) 水質管理目標設定項目の検査

水質基準を補完する水質管理目標設定項目については、別表 3 とし、必要に応じて検査を実施します。

浄水については、亜塩素酸、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素、臭気強度の5項目及び農薬類 115 項目について年1回の検査を行います。なお、農薬類の 115 項目については、別表4のとおりです。

原水については、アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、1,2-ジクロロエタン、トルエン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、遊離炭素、1,1,1,-トリクロロエタン、メチル-t-ブチルエーテル、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、腐食性(ランゲリア指数)の 11 項目について年1回の検査を行います。

(4) その他検査必要項目

その他検査必要項目は、クリプトスポリジウム等対策として定期的に原水のクリプトスポリジウム及びジアルジア、指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査を行います。

クリプトスポリジウム等の検査は、緩速ろ過及び紫外線処理の整備がされている滝ノ沢水源、戸倉第三水源、戸倉第四水源、中津第一水源及び中津第二水源については年1回、塩川添水源については年4回検査を行います。なお、塩川添水源については、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設が整備されていないため、毎月指標菌検査を行います。

次に、平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生後、周辺環境から放射性物質が検出されたことを受け、厚生労働省から関係市町村に対して、地方自治法に基づく技術的な助言として、水道水中の放射性物質のモニタリングの実施と指標等を超えた場合の摂取制限及び広報等の要請が通知されております。本町においても、主要な浄水場における給水栓で放射性物質のモニタリングを行っており、平成23年3月からの測定結果につきましては、放射性物質の不検出*が続いております。

なお、平成27年4月からの検査につきまして、厚生労働省の通知やこれまでの検査結果を踏まえ、1ヶ月に1回以上の検査から3ヶ月に1回以上として放射性セシウム(放射性セシウム134及び137)を対象にモニタリング測定を行います。

＊「不検出」とは、検出限界値未満を意味しています。また、「検出限界値」は放射能の特性として、同じ機器で測定をしても検体ごとに変動するため、測定ごとに検出限界値を示しています。

6 水質検査方法及び水質検査の自己／委託の区分

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の規定に基づく、告示に示された検査方法により行います。

なお、本町では、水質検査を行うための必要な検査施設を設けていないため、水道法第20条第3項により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に検査を委託して行います。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

なお、原因が不明の場合には、水質異常の原水を試験用の試料採取時に保存用試料として採取し、原因の解明又は証拠物件としての必要性がなくなるまで、冷蔵保存いたします。

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
- 集中豪雨、洪水のとき
- 渇水のとき
- 障害生物が増殖したとき

(2) 水源に異常があったとき
- 臭気または味に著しい変化を生じた場合
- 魚が死んで多数浮上した場合
- 塩素消毒のみで給水している水道水源に、ごみや汚泥などの汚物を発見した場合

(3) 水源付近、給水区域及びその周辺等で消化器系感染症が流行しているとき

(4) 浄水過程に異常があったとき

(5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

(6) その他特に必要があると認められるとき

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は需要者に公表させていただきながら、毎年よりよい計画を作成してまいります。

なお、公表の方法は、水道事業所受付窓口、町ホームページで行います。また、検査結果についても、公表いたします。

9　水質検査結果の評価

水質検査結果の評価は、検査項目ごとに水質基準値と比較し、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保できるため必要な対策を講じます。

10　水質検査計画の見直し

水質検査計画は、法律の改正や検査結果等をもとに、毎年見直しを行い、安全で良質な水の供給に努めます。

11　水質検査の精度と信頼性の保証について

本町では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について、正確かつ精度の高い検査に留意しています。

なお、水質基準項目及び水質管理目標設定項目（農薬類を除く。）に関する水質検査方法における定量下限は、原則として水質基準値及び目標値の 10 分の 1 であり、「水質基準項目の測定精度」に示されている精度を確保しております。

また、水道法施行規則の一部改正に伴い、水道事業者等が水質検査を委託する際の水質検査の委託に関する規定を追加するとともに、登録検査機関の水質検査に関する規定並びに国による登録検査機関への指導及び助言に関する規定を改正することにより、本町においても水質検査の委託にあたり登録検査機関への水質検査の精度と信頼性の確保に努めております。

12　関係者との連携について

水源の周辺で、水質事故が発生した場合は、県保健福祉事務所と連携して現場調査及び臨時の水質検査を行います。

13 別表・図 目次

- 別表1　水質検査項目
- 別表2－1　水質基準項目の検査(塩川添系浄水)
- 別表2－2　水質基準項目の検査(戸倉系浄水)
- 別表2－3　水質基準項目の検査(高峰系浄水)
- 別表2－4　水質基準項目の検査(中津系浄水)
- 別表3　水質管理目標設定項目に係る検査項目
- 別表4　水質管理目標設定項目(農薬)
- 別表5　水質検査日程表
- 別表6　浄水場ごとの令和7年1月から令和7年12月の水質検査結果の最大値
- 図　採水地点一覧

別表1　令和8年度　水質検査項目パターン

検査項目		1回/年	1回/年	1回/3月	1回/1月
		52項目	原水 41項目	28項目	9項目
1	一般細菌	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○
3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	○	○		
4	水銀及びその化合物	○	○		
5	ｾﾚﾝ及びその化合物	○	○		
6	鉛及びその化合物	○	○		
7	ﾋ素及びその化合物	○	○		
8	六価ｸﾛﾑ及びその化合物	○	○		
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝおよび塩化ｼｱﾝ	○	○	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	
12	ﾌｯ素及びその化合物	○	○		
13	ﾎｳ素及びその化合物	○	○		
14	四塩化炭素	○	○		
15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	○	○		
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○		
17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	○	○		
18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○		
19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○		
20	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	○	○		
21	PFOS及びPFOA	○	○	○	
22	塩素酸	○		○	
23	ｸﾛﾛ酢酸	○		○	
24	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	○		○	
25	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	○		○	
26	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	○		○	
27	臭素酸	○		○	
28	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	○		○	
29	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	○		○	
30	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	○		○	
31	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	○		○	
32	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	○		○	
33	亜鉛及びその化合物	○	○		
34	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	○	○		
35	鉄及びその化合物	○	○	○	
36	銅及びその化合物	○	○	○	
37	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	○	○		
38	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	○	○		
39	塩化物ｲｵﾝ	○	○	○	○
40	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	○	○	○	
41	蒸発残留物	○	○	○	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○		
43	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	○	○		
44	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	○	○		
45	非ｲｵﾝ界面活性剤	○	○		
46	ﾌｪﾉｰﾙ類	○	○		
47	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○
48	pH値	○	○	○	○
49	味	○	○	○	○
50	臭気	○	○	○	○
51	色度	○	○	○	○
52	濁度	○	○	○	○

別表2-1　水質基準項目の検査(塩川添系浄水)

番号		定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基	1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	21	PFOS及びPFOA	×	1回/3月	1回/3月	令和8年度から追加のため令和10年度まで省略不可
基	22	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	23	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	24	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	27	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用のため
基	28	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	31	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基	36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基	37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	39	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	40	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5 以上のため
基	41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5 以上のため
基	42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基	44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基	45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以下のため
基	46	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	48	pH値	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	49	味	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	50	臭気	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	51	色度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	52	濁度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
毎	1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎	2	濁り	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎	3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	省略不可項目

その他	指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)		12回/年	塩素消毒のみのため
	クリプトスポリジウム及びジアルジア		4回/年	

別表2-2 水質基準項目の検査(戸倉系浄水)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基 1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 21	PFOS及びPFOA	×	1回/3月	1回/3月	令和8年度から追加のため令和10年度まで省略不可
基 22	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 23	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 24	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 27	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用のため
基 28	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 31	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基 36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基 37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 39	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 40	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以下のため
基 41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5 以上のため
基 42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基 44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基 45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以下のため
基 46	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 48	pH値	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 49	味	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 50	臭気	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 51	色度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 52	濁度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
毎 1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎 2	濁り	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎 3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	省略不可項目

その他	指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)			11回/年	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ対策として、紫外線処理設備を整備済のため
	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ及びジアルジア			1回/年	

別表2-3 水質基準項目の検査(高峰系浄水)

番号		定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基	1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	21	PFOS及びPFOA	×	1回/3月	1回/3月	令和8年度から追加のため令和10年度まで省略不可
基	22	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	23	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	24	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	27	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用のため
基	28	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	31	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	32	ホルムアルデヒト	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基	36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基	37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	39	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	40	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以上のため
基	41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以上のため
基	42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基	44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基	45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以下のため
基	46	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	48	pH値	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	49	味	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	50	臭気	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	51	色度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	52	濁度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
毎	1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎	2	濁り	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎	3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	省略不可項目

その他	指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)			11回/年	クリプトスポリジウム対策として、緩速ろ過池を整備済みのため
	クリプトスポリジウム及びジアルジア			1回/年	

別表2-4　水質基準項目の検査（中津系浄水）

番号		定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基	1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	8	六価クロム化合物	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	14	四塩化炭素	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	17	ジクロロメタン	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	20	ベンゼン	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	21	PFOS及びPFOA	×	1回/3月	1回/3月	**令和8年度から追加のため令和10年度まで省略不可**
基	22	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	23	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	24	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	27	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用のため
基	28	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	31	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基	33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基	36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基	37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	39	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	40	カルシウム,マグネシウム等（硬度）	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5 以上のため
基	41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5 以上のため
基	42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月1回以上	**1回/年**	水源に汚染源が存在しないため
基	44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月1回以上	**1回/年**	水源に汚染源が存在しないため
基	45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/5以下のため**
基	46	フェノール類	○	1回/3月	**1回/年**	**過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため**
基	47	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	48	pH値	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	49	味	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	50	臭気	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	51	色度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基	52	濁度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
毎	1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎	2	濁り	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎	3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	省略不可項目

その他	指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）			11回/年	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ対策として紫外線処理設備を整備済のため
	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ及びジアルジア			1回/年	

別表3 水質管理目標設定項目に係る検査項目

	項　目	目 標 値	原水	浄水
1	アンチモン及びその化合物	0.015mg/ℓ以下	○	
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/ℓ以下(暫定)	○	
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	○	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	○	
8	トルエン	0.4mg/ℓ以下	○	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下	○	
10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下		○
12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下(暫定)		○
14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下(暫定)		○
15	農薬類(注)	検出値と目標値の比の和として、1以下		○
16	残留塩素	1mg/ℓ以下		○
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10～100mg/ℓ		
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下		
19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	○	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下	○	
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下	○	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/ℓ以下	○	
23	臭気強度	3以下		○
24	蒸発残留物	30～200mg/ℓ		
25	濁度	1度以下		
26	pH値	7.5程度		
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度とし極力0に近づける	○	
28	従属栄養細菌	2000集落/ml以下(暫定)		
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下		
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下		

(注)対象農薬は115項目

別表4 水質管理目標設定項目（農薬）

番号	農薬名	目標値（mg／L）	用途
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	殺虫剤
2	2,2-DPA(ダラポン)	0.08	除草剤
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	除草剤
4	EPN	0.004	殺虫剤
5	MCPA	0.005	除草剤
6	アシュラム	0.9	殺虫剤
7	アセフェート	0.006	殺虫剤、殺菌剤
8	アトラジン	0.01	除草剤
9	アニロホス	0.003	除草剤
10	アミトラズ	0.006	殺虫剤
11	アラクロール	0.03	除草剤
12	イソキサチオン	0.005	殺虫剤
13	イソフェンホス	0.001	殺菌剤
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	殺虫剤
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	殺菌剤、殺虫剤、植物成長調整剤
16	イプフェンカルバゾン	0.002	除草剤
17	イプロベンホス(IBP)	0.09	殺菌剤
18	イミノクタジン	0.006	殺虫剤、殺菌剤
19	インダノファン	0.009	除草剤
20	エスプロカルブ	0.03	除草剤
21	エトフェンプロックス	0.08	殺虫剤
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	殺虫剤
23	オキサジクロメホン	0.02	除草剤
24	オキシン銅(有機銅)	0.03	殺虫剤、殺菌剤
25	オリサストロビン	0.1	殺虫剤、殺菌剤
26	カズサホス	0.0006	殺虫剤
27	カフェンストロール	0.008	殺虫剤、殺菌剤
28	カルタップ	0.08	殺虫剤、殺菌剤、除草剤
29	カルバリル(NAC)	0.02	殺虫剤
30	カルボフラン	0.0003	代謝物
31	キノクラミン(CAN)	0.005	除草剤
32	キャプタン	0.3	殺菌剤
33	クミルロン	0.03	除草剤
34	グリホサート	2	除草剤
35	グルホシネート	0.02	除草剤、植物成長調整剤
36	クロメプロップ	0.02	除草剤
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	除草剤
38	クロルピリホス	0.003	殺虫剤
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	殺虫剤、殺菌剤
40	シアナジン	0.001	除草剤
41	シアノホス(CYAP)	0.003	殺虫剤
42	ジウロン(DCMU)	0.02	除草剤
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	除草剤
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	殺虫剤
45	ジクワット	0.01	除草剤
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	殺虫剤
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005（二硫化炭素として）	殺虫剤、殺菌剤
48	ジチオピル	0.009	除草剤
49	シハロホップブチル	0.006	除草剤
50	シマジン(CAT)	0.003	除草剤
51	ジメタメトリン	0.02	除草剤
52	ジメトエート	0.05	殺虫剤
53	シメトリン	0.03	除草剤
54	ダイアジノン	0.003	殺虫剤、殺菌剤
55	ダイムロン	0.8	殺虫剤、殺菌剤、除草剤
56	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート(MITCとして測定する)	0.01（メチルイソチオシアネートとして）	殺虫剤、殺菌剤
57	チアジニル	0.1	殺虫剤、殺菌剤
58	チウラム	0.02	殺虫剤、殺菌剤
59	チオジカルブ	0.08	殺虫剤
60	チオファネートメチル	0.3	殺虫剤、殺菌剤
61	チオベンカルブ	0.02	除草剤
62	テフリルトリオン	0.002	除草剤
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	除草剤
64	トリクロピル	0.006	殺虫剤
65	トリクロルホン(DEP)	0.005	殺虫剤
66	トリシクラゾール	0.1	殺菌剤、殺虫剤、植物成長調整剤
67	トリフルラリン	0.06	除草剤
68	ナプロパミド	0.03	除草剤
69	パラコート	0.01	除草剤
70	ピペロホス	0.0009	除草剤
71	ピラクロニル	0.01	除草剤
72	ピラゾキシフェン	0.004	除草剤
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	殺虫剤
74	ピリダフェンチオン	0.002	除草剤
75	ピリブチカルブ	0.02	除草剤
76	ピロキロン	0.05	殺虫剤、殺菌剤
77	フィプロニル	0.0005	殺虫剤、殺菌剤
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01	殺虫剤、殺菌剤
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	殺虫剤、殺菌剤
80	フェリムゾン	0.05	殺虫剤
81	フェンチオン(MPP)	0.006	殺虫剤
82	フェントエート(PAP)	0.007	殺虫剤、殺菌剤
83	フェントラザミド	0.01	除草剤
84	フサライド	0.1	殺虫剤、殺菌剤
85	ブタクロール	0.03	除草剤
86	ブタミホス	0.02	除草剤
87	ブプロフェジン	0.02	殺虫剤、殺菌剤
88	フルアジナム	0.03	殺菌剤
89	プレチラクロール	0.05	除草剤
90	プロシミドン	0.09	殺菌剤
91	プロチオホス	0.007	殺虫剤
92	プロピコナゾール	0.05	殺菌剤
93	プロピザミド	0.05	除草剤
94	プロベナゾール	0.03	殺虫剤、殺菌剤
95	ブロモブチド	0.1	殺虫剤、殺菌剤
96	ベノミル	0.02	殺菌剤
97	ペンシクロン	0.1	殺虫剤、殺菌剤
98	ベンゾビシクロン	0.09	除草剤
99	ベンゾフェナップ	0.005	除草剤
100	ベンタゾン	0.2	除草剤
101	ペンディメタリン	0.3	除草剤、植物成長調整剤
102	ベンフラカルブ	0.02	殺虫剤、殺菌剤
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	除草剤
104	ベンフレセート	0.07	除草剤
105	ホスチアゼート	0.005	殺虫剤
106	マラチオン(マラソン)	0.7	殺虫剤
107	メコプロップ(MCPP)	0.05	除草剤
108	メソミル	0.03	殺虫剤
109	メタラキシル	0.2	殺虫剤、殺菌剤
110	メチダチオン(DMTP)	0.004	殺虫剤
111	メトミノストロビン	0.04	殺虫剤、殺菌剤
112	メトリブジン	0.03	除草剤
113	メフェナセット	0.02	除草剤
114	メプロニル	0.1	殺虫剤、殺菌剤
115	モリネート	0.005	除草剤

別表5　水質検査日程表

採水場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
愛川町消防署半原分署 (給水栓)塩川添系	9項目	52項目	9項目	9項目 水質監視(浄水)	28項目	9項目	9項目	28項目	9項目	9項目	28項目	9項目
ラビンプラザ (給水栓)塩川添系	9項目	52項目	9項目	9項目、農薬類 水質監視(浄水)	28項目	9項目	9項目	28項目	9項目	9項目	28項目	9項目
愛川受水池 (給水栓)戸倉系	9項目	52項目	9項目	9項目、農薬類 水質監視(浄水)	28項目	9項目	9項目	28項目	9項目	9項目	28項目	9項目
三増公園 (給水栓)戸倉系	9項目	52項目	9項目	9項目 水質監視(浄水)	28項目	9項目	9項目	28項目	9項目	9項目	28項目	9項目
田代マンホールポンプ場 (給水栓)戸倉系	9項目	52項目	9項目	9項目 水質監視(浄水)	28項目	9項目	9項目	28項目	9項目	9項目	28項目	9項目
消防2-2器具舎 (給水栓)高峰系	9項目	52項目	9項目	9項目、農薬類 水質監視(浄水)	28項目	9項目	9項目	28項目	9項目	9項目	28項目	9項目
旧坂本児童館跡地 (給水栓)中津系	9項目	52項目	9項目	9項目、農薬類 水質監視(浄水)	28項目	9項目	9項目	28項目	9項目	9項目	28項目	9項目
塩川添第三水源 (原水、浅井戸)	指標菌	指標菌	指標菌 ｸﾘﾌﾟﾄ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱ	41項目、指標菌 水質監視(原水)	指標菌	指標菌 ｸﾘﾌﾟﾄ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱ	指標菌	指標菌	指標菌 ｸﾘﾌﾟﾄ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱ	指標菌	指標菌	指標菌 ｸﾘﾌﾟﾄ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱ
戸倉第三水源 (原水、浅井戸)	指標菌	指標菌	ｸﾘﾌﾟﾄ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱ	41項目、指標菌 水質監視(原水)	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌
戸倉第四水源 (原水、浅井戸)	指標菌	指標菌	ｸﾘﾌﾟﾄ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱ	41項目、指標菌 水質監視(原水)	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌
滝ノ沢水源 (原水、緩速ろ過)	指標菌	指標菌	ｸﾘﾌﾟﾄ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱ	41項目、指標菌 水質監視(原水)	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌
中津第一水源 (原水、浅井戸)	指標菌	指標菌	ｸﾘﾌﾟﾄ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱ	41項目、指標菌 水質監視(原水)	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌
中津第二水源 (原水、浅井戸)	指標菌	指標菌	ｸﾘﾌﾟﾄ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱ	41項目、指標菌 水質監視(原水)	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌	指標菌
計(検体数)	13	13	14	36	13	14	13	13	14	13	13	14

別表6　浄水場ごとの令和7年1月から令和7年12月の水質検査結果の最大数値

分類			定期検査項目	基準値(mg/L)	塩川添浄水場※1	戸倉浄水場※2	高峰浄水場	中津浄水場
健康に関する項目	細菌	1	一般細菌	100個/ml以下	1	1	3	1
		2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	重金属	3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	0.003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
		4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
		5	ｾﾚﾝ及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		7	ﾋ素及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		8	六価クロム化合物	0.02	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	無機物	9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
		10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.3	1.4	4.5	1.8
		12	ﾌｯ素及びその化合物	0.8	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
		13	ﾎｳ素及びその化合物	1.0	0.014	0.013	0.009	0.011
	有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
		15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
		16	ｼｽ1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
		17	ジクロロメタン	0.02	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
		18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
		19	トリクロロエチレン	0.01	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
		20	ベンゼン	0.01	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	消毒副生成物	21	塩素酸	0.6	0.06未満	0.06未満	0.07	0.06未満
		22	クロロ酢酸	0.02	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		23	クロロホルム	0.06	0.0018	0.0021	0.0021	0.0015
		24	ジクロロ酢酸	0.04	0.005	0.002	0.006	0.004
		25	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.1	0.0012	0.0008	0.0049	0.0014
		26	臭素酸	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		27	総トリハロメタン	0.1	0.0043	0.0028	0.012	0.0039
		28	トリクロロ酢酸	0.03	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.2	0.0014	0.0008	0.0011	0.0012
		30	ブロモホルム	0.09	0.0002	0.0002	0.0063	0.0005
		31	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.08	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.002	0.007	0.001未満	0.002
		33	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	0.2	0.001	0.001	0.002	0.001
		34	鉄及びその化合物	0.3	0.01未満	0.01	0.01未満	0.01未満
		35	銅及びその化合物	1.0	0.013	0.096	0.003	0.006
	味	36	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	200	4.5	4.1	7.4	4.5
	色	37	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	0.05	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	味	38	塩化物ｲｵﾝ	200	2.5	2.4	5.7	3.1
		39	ｶﾙｼｳﾑ,ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	300	61	58	100	66
		40	蒸発残留物	500	109	111	221	126
	泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	臭	42	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
	泡	44	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	臭	45	フェノール類	0.005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	味	46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	0.3	0.2	0.4	0.3
	基礎的性状	47	pH値	5.8～8.6	7.4	7.2	8.0	7.4
		48	味	異常でない	異常無	異常無	異常無	異常無
		49	臭気	異常でない	異常無	異常無	異常無	異常無
		50	色度	5	1度未満	1度未満	1度未満	1度未満
		51	濁度	2	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満

※1　塩川添浄水場については、2箇所（採水箇所：消防署半原分署、半原公民館（ラビンプラザ））の中での最大数値です。
※2　戸倉浄水場については、3箇所（採水箇所：愛川受水池、田代マンホールポンプ場、三増公園）の中での最大数値です。

図 採水地点一覧

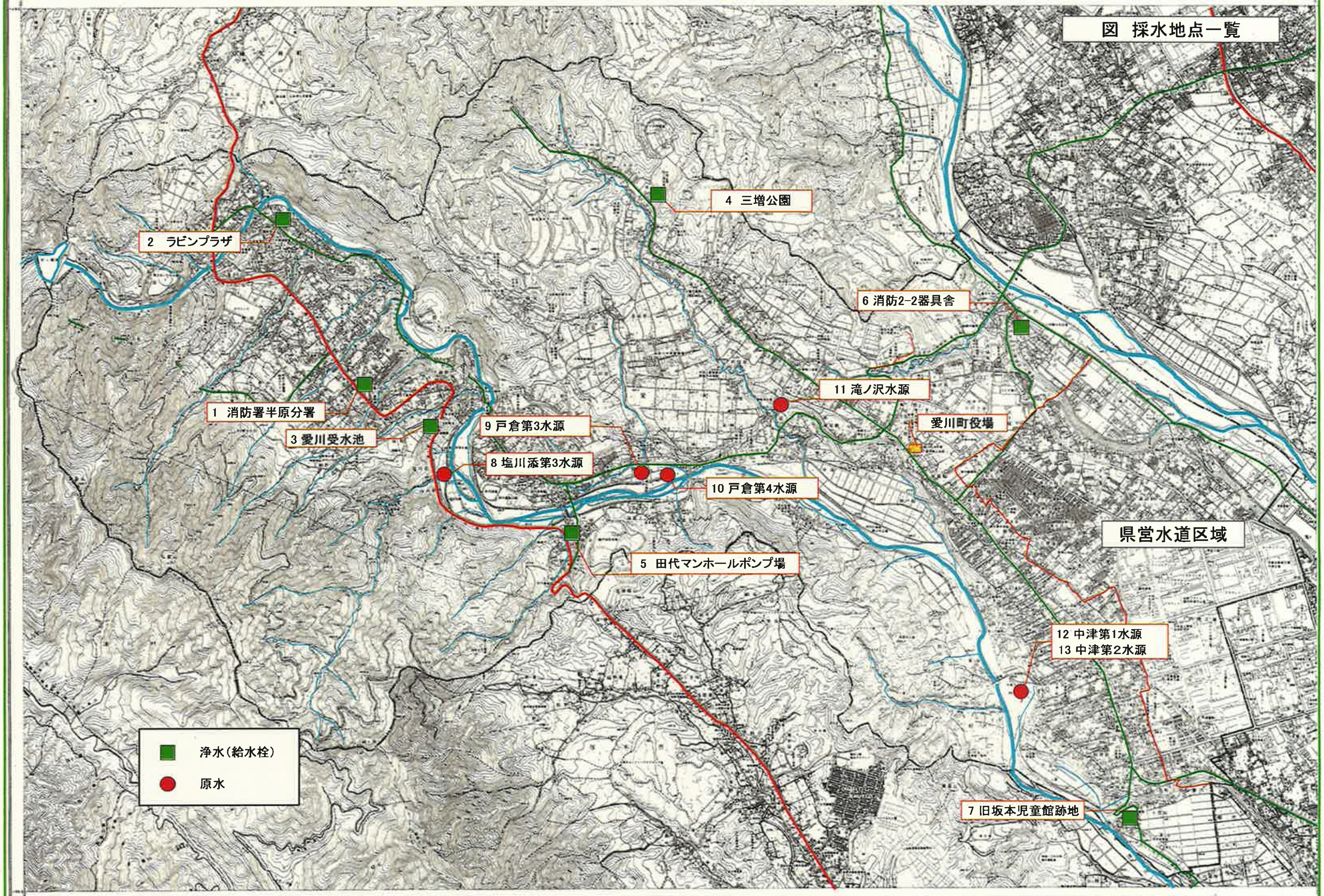

県営水道区域
1 消防署半原分署
2 ラビンプラザ
3 愛川受水池
4 三増公園
5 田代マンホールポンプ場
6 消防2-2器具舎
7 旧坂本児童館跡地
8 塩川添第3水源
9 戸倉第3水源
10 戸倉第4水源
11 滝ノ沢水源
12 中津第1水源
13 中津第2水源
愛川町役場
浄水（給水栓）
原水